



令和3年2月19日(金)

国土交通省 関東地方整備局

河川部

## 記者発表資料

### 荒川貯水池において、荒川水系治水協定に基づき 事前放流を実施するための体制が整いました

令和元年10月の東日本台風(台風第19号)では、荒川第一調節池などの治水施設が機能を発揮し、荒川本川からの越水等による大規模な氾濫を防止したところです。

しかし、今後の気候変動による降雨量の増大等も踏まえ、我が国の中枢機能が集積する首都・東京を貫流する荒川の事前防災対策は喫緊の課題です。

現在事業中の、荒川第二、第三調節池については、完成すると荒川の洪水リスクの軽減効果が期待できますが、事業の完成は令和12年度の予定です。

近年の豪雨災害が激甚化・頻発化する中、荒川第二、第三調節池の整備完了までの間にも、少しでも早く洪水のリスクを軽減させることが重要です。

このため、荒川第一調節池内の荒川貯水池(彩湖)を活用して、ダムの事前放流と同様に、出水等の際、事前放流により一時的に洪水を調節するための容量(259万m<sup>3</sup>)を利水容量から確保するよう、関係利水者のご理解を得て、荒川水系治水協定の一部改正を令和2年12月に行いました。

この荒川水系治水協定に基づき、事前放流の運用方法を定め、事前放流を実施するための体制が整いましたので、お知らせいたします。

これにより、台風等による大きな出水が想定される場合には、事前放流を行い、荒川貯水池の水位を低下させておくことで、さらなる洪水調節が可能となり、荒川における洪水リスクの一層の軽減が期待されます。

※「荒川水系治水協定」については、関東地方整備局HPを参照してください。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river\\_shihon00000389.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000389.html)

発表記者クラブ			
竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ			
問い合わせ先			
国土交通省 関東地方整備局 河川部			
TEL: 048 (601) 3151 (代表)			
河川管理課	課長補佐	まつむら たくみ 松村 卓海	(内線 3753)
	係長	たき てつろう 滝 徹郎	(内線 3771)
河川計画課	課長補佐	つちや ともゆき 土谷 智行	(内線 3614)
	専門員	さかもと たいへい 坂本 太平	(内線 3636)

# 荒川貯水池での事前放流の実施体制について

■ 荒川水系治水協定に荒川貯水池を追加し、事前放流により一時的に洪水を調節するための容量(最大259万m<sup>3</sup>)を確保することとしました。  
これにより、荒川における洪水リスクの一層の軽減が期待されます。

